

エ・5・0（有効期間：令和8年3月末）  
（保存期間：令和8年12月末）

一般（人少）第35号  
令和5年2月22日

各 警 察 署 長 殿

人 身 安 全 少 年 課 長

「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）

児童の性に着目した形態の営業である「JKビジネス」と呼ばれる営業については、平成29年5月19日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」を決定し、政府一体となってこれに基づき対策を推進中のところ、依然としてこれらの営業に伴う少年への有害な影響が懸念されることから、各署にあっては、引き続き関係機関等と連携の上、「JKビジネス」に関連して生ずる諸問題に対して下記の対策を推進されたい。

なお、「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）（令和元年10月17日付け一般（少）第101号）は、令和5年2月21日限り、無効とする。

記

## 1 実態把握の徹底

児童の性に着目した形態の営業である「JKビジネス」は、形式上は法令を遵守した営業形態を取りながら実際には児童に性的な行為をさせる、次々とその形態を変えるなどして法令の規制や警察の取締りの回避及び新たな営業形態の出現が懸念される。

また、営業所を設けない無店舗型の営業は店舗型の営業に比べ実態把握が難しく、児童の性被害の温床となることが懸念されることから、店舗型の営業だけでなく無店舗型の営業についても積極的に実態把握を行うことが重要である。

このため、各種警察活動を通じ、これまで未把握の営業所、事務所、受付所等（以下「営業所」という。）や新たな営業形態により児童の性を売り物としている営業の発見に努めること。

## 2 取締り等の強化

### (1) 各種法令を適用した厳正な取締りの推進

警察による取締りを回避して「JKビジネス」に関連する違法行為を行う未把握の営業所等で、児童を密かに稼働させるなどの違法行為が行われるおそれがあることに鑑み、各種警察活動や実態把握を通じて違法行為の端緒の入手に努め、端緒情報を得た際には、労働基準法、児童福祉法等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進すること。

### (2) 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

「JKビジネス」の営業所等及びその疑いのある営業所等に対して、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施すること。

### (3) 「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施

「JKビジネス」に関連する犯罪被害を防止するため、街頭補導を積極的に実施し、「JKビジネス」で稼働している児童を発見した場合には人身安全少年課に即報するとともに早期保護を図ること。

### 3 教育・啓発の強化

#### (1) 「若年層の性暴力被害予防月間」等を活用した被害防止活動の推進

若年層の性暴力被害予防月間（毎年4月）、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）、子供・若者育成支援推進強調月間（毎年11月）、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～同月25日）等の関係する月間等の機会を活用し、引き続き、「JKビジネス」の被害防止を図るための具体的な取組を実施すること。

#### (2) 学校等における被害防止教育等の推進

教育委員会や学校等の関係機関・団体と連携し、学校等におけるイベントやオリエンテーションなどの様々な機会を捉えて、「JKビジネス」の被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童やその保護者等に対する被害防止教育や広報啓発を実施すること。

特に、進学・進級、夏季休暇等長期の休みの時期は、児童の生活環境が大きく変わり、「JKビジネス」の被害に遭うリスクが高まることが予想されるので、適宜の時期を捉えた被害防止教育等を積極的に実施すること。

#### (3) 各種広報媒体を活用した被害防止の広報啓発の推進

街頭掲示板、各警察署ホームページ、電子メール（やまがた110ネットワーク）、ミニ広報紙、防犯だより、自治体の広報誌、テレビ・ラジオ、ポスター、リーフレット等各種広報媒体を活用し、「JKビジネス」問題に対する警察の取組及び相談窓口について広報するなど被害防止のための広報啓発を推進すること。

### 4 相談体制の充実

#### (1) 警察の相談窓口の周知活動

警察相談専用電話「#9110」や、警察署、交番等の警察の各種相談窓口について、学校等における被害防止教育・啓発の機会や、警察のホームページを始めとした様々な媒体を活用し、「JKビジネス」に係る相談を24時間受け付けていることや、プライバシーが守られていることについて、積極的に周知すること。

#### (2) 「JKビジネス」に関する相談受理時の留意事項

「JKビジネス」に関連する被害に係る相談者等からの事情聴取が、性的プライバシーに関するものを含むものであるという特徴に十分配慮し、聴取の方法、時間、場所等について配慮するとともに、女性警察官等の適任者に対応させる、女性警察職員を立ち合わせるなど、相談がしやすい環境整備に努めること。

### 5 保護・自立支援の取組強化

捜査活動や少年相談等を通じて、「JKビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童を発見した場合には、迅速な保護を図るとともに、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、少年補導職員等によるカウンセリングの実施や環境調整等の継続的な支援を実施すること。